

# 愛知県社会福祉審議会規程の一部改正について

## 1 愛知県社会福祉審議会規程の改正案

- 第7条第2項において「審査部会の決議をもって審議会の決議とする。」を「審査部会の決議をもって審議会の決議又は意見とする。」と改める。
- 別表1に以下を加える。

幼保連携型認定こども園審査部会	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）により調査審議が必要とされる幼保連携型認定こども園の設置の認可等及びその他幼保連携型認定こども園に関すること。
保育所審査部会	児童福祉法により調査審議が必要とされる保育所の設置の認可等に関すること。

（新旧対照表は別添のとおり。）

## 2 改正理由

児童福祉専門分科会に審査部会を設置し、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」第17条第1項に規定する幼保連携型認定こども園の設置認可等及び児童福祉法第35条第6項に規定する保育所の設置認可等について、調査審議するため。

＜就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律＞

第17条 国及び地方公共団体以外の者は、幼保連携型認定こども園を設置しようとするとき、又はその設置した幼保連携型認定こども園の廃止等を行おうとするときは、都道府県知事（指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園については、当該指定都市等の長。次項、第3項、第6項及び第7項並びに次条第1項において同じ。）の認可を受けなければならない。
3 都道府県知事は、第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、第25条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

＜児童福祉法＞

第35条
4 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を得て、児童福祉施設を設置することができる。
6 都道府県知事は、第4項の規定により保育所の設置の認可をしようとするときは、あらかじめ、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。

### 3 改正の時期

平成 26 年 9 月議会に上程する愛知県社会福祉審議会条例の一部を改正する条例の施行日

### 4 その他

審査部会委員について

- ・ 審査部会委員は、知事が任命した委員又は臨時委員から会長が指名することとされている。
- ・ 委員の選出分野についての事務局案は以下のとおり。

部 会	選 出 分 野
幼保連携型認定こども園 審査部会 (5名)	学識経験者、幼稚園関係者、保育所関係者、 認定こども園関係者、税理士
保育所審査部会 (4名)	学識経験者、保育所関係者(事業者・保育士)、 税理士